

第 6417 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月 10日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 社員の交通反則金を会社が負担した場合

**Q** : 社員の交通反則金を会社が負担した場合は、どのように取り扱われますか？

**A** : その交通反則金が、業務上の行為に関連するものであるかどうかで、取扱いが違います。

### 【解説】

法人税では、内国法人が納付する罰金及び料料並びに過料は、その内国法人の各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入しない、そして、法人がその役員又は使用人に対して課された罰金若しくは料料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは法人の損金の額に算入しないものとし、その他のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とする、と規定しています。

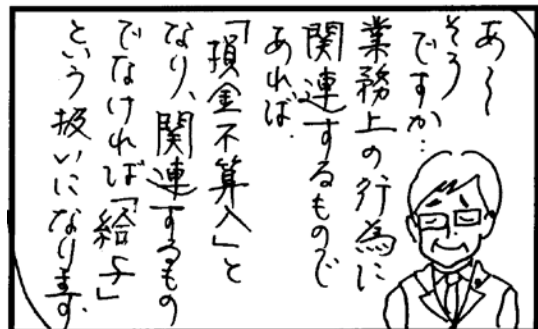
したがって、社員の交通反則金を会社が負担した場合には、その内容により、次のように取り扱われることとなります。

①業務上の行為に関連するものである場合  
損金不算入となります。

②業務の行為と関係ないものの場合

役員又は使用人に対する給与となります。

なお、この場合の会社負担金は、経常的に支払われるものではありませんので、臨時的な給与、すなわち賞与として取り扱われますので、役員の場合には損金の額に算入されないこととなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】